

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲

告 示

○県工事検査規程の一部を改正する訓令	(検査課)	一
○平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(職員厚生課)	一
○平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○公有水面埋立ての免許	(水産業基盤整備課)	三
○漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(七件)	(同)	三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	五
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	八
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(食と暮らしの安全推進課)	八
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	八

ページ

選挙管理委員会

- 政治団体の届出
- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))
- 資金管理団体の指定取消し等の届出

人事委員会

- 第七十一回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施
- 宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施
- 第七十一回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十八回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施

正 誤

- 宮城県公報号外第九号(令和二年三月三十一日付け)中
- 宮城県公報第九六号(令和二年四月十七日付け)中

訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程(昭和三十九年宮城県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月二十四日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百六十号

令和元年宮城県告示第九百三十三号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十四日

「年金たる補償を支給すべき月又は休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間欄及び年齢階層欄」を「上欄」に、「最低限度額欄及び最高限度額欄」を「中欄及び下欄」に改め、表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和二年四月一日前の期間における年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎

額については、改正前の非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

○宮城県告示第三百六十一号

平成八年宮城県告示第五百六十二号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百五十円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

○宮城県告示第三百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二〇〇二二五	楽園ファーム 刈田郡蔵王町宮字願 行寺五十一十五	就労継続支援B型	社会福祉法人 大泉会	令和二年四月一日

○宮城県告示第三百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二二三〇〇〇九八	社会福祉法人栗原市 社会福祉協議会 居 宅介護事業所 栗原市築館高田一丁	同行援護	社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会	令和二年四月一日

目六番三十二号

○宮城県告示第三百六十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

令和二年四月二十日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第二種伊里前漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字町向一四八番二に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四級基準点(KT二) 北緯三八度四二分五五秒、東経一四一度三二分二〇秒) から二七一度三二分五七秒一四・四六〇メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 二六八度五〇分一秒 六・〇〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三五八度二二分一三秒 三〇・四三〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三五八度二四分四四秒 一四・二九〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一二度一七分三八秒 二・〇一〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 二八五度〇六分一三秒 三・一五〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 二八四度一〇分四〇秒 〇・七二〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 九度一〇分三〇秒 〇・二六〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 九九度一〇分三〇秒 九・四一〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 一七八度五八分三四秒 四二・一一〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 八八度五八分三四秒 〇・四二〇メートルの地点

(三) 面積

二七五・九〇平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第二種伊里前漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字町向一一二番二、一一二番五、一一二番一七、一四八番一、一四八番二及び一四八番三内地並びに一四八番二に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域
イの地点 四級基準点(KT二) 北緯三八度四二分五五秒、東経一四一度三二分二〇秒) から二〇四度二七分一五秒一〇・三三〇メートルの地点

ロの地点 イの地点から 二六八度五八分三四秒 三五・九三〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 三五八度二四分四四秒 七一・五九〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 九九度一〇分三〇秒 三七・二二〇メートルの地点

(三) 面積

二、四七六・一七平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第三百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市穀町一四一一

石巻市

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港に

おける岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を
令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

一 委託の相手方

気仙沼市八日町一―一―
気仙沼市

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港にお
ける岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令
和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

一 委託の相手方

塩竈市旭町一―一―
塩竈市

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、女川漁港にお
ける岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令
和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

一 委託の相手方

牡鹿郡女川町女川一―一―
女川町

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十九号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、志津川漁港に
おける岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を
令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

一 委託の相手方

本吉郡南三陸町志津川字沼田一〇一
南三陸町

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の
徴収事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

一 委託の相手方

石巻市開成一―二七
宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港に
おける廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年四月二十四日

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二五一
特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字石浜八九の七

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和二年四月十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社武田鉄工所 武田 信哉	宮城県石巻市流留字町三十番地の二	般・特「三十」 第八千五百九号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年四月二十四日から令和二年四月二十六日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社武田鉄工所は、同社が一次下請として鉄骨の建方工事を行う仙台市宮城野区の工事現場

において、下請業者の作業員に、高さ六・五メートルの鉄骨梁の上部で鉄骨の取付作業をさせるに当たり、同所から墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあったのに、当該作業員に安全帯を使用させず、もって当該作業員の災害を防止するために必要な措置を講じなかったことにより、当該作業員は当該鉄骨梁の上部から墜落し死亡した。このことにより、令和元年十一月二十六日に仙台簡易裁判所から、同社は労働安全衛生法違反、同社の現場責任者は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第三百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
神田沢	土石流	東松島市野蒜字神田、神吉（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
野蒜新町	急傾斜地の崩壊	東松島市野蒜字下沼（次の図のとおり）		
下沼	急傾斜地の崩壊	東松島市野蒜字下沼（次の図のとおり）		
大島の3	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字松木沢下、裏谷地（次の図のとおり）		
小分木の2	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字引沢（次の図のとおり）		
荻窪	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字荻窪（次の図のとおり）		
表沢	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字表沢（次の図のとおり）		
逆川	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字逆川、引沢（次の図のとおり）		
小分木の3	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字小分木（次の図のとおり）		

五台の3	五台の2	中沢上の2	角柄の2	松木沢の3	松木沢の2	松木沢の1	天神堂	中沢の1	松木沢の4	小泉	大島の6	大島の4	小分木の10	小分木の9	尻貝の1	小分木の7	小分木の6	小分木の5	小分木の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市大塩字五台(次の図のとおり)	東松島市大塩字五台(次の図のとおり)	東松島市大塩字中沢上(次の図のとおり)	東松島市大塩字角柄(次の図のとおり)	東松島市大塩字松木沢上、松木沢中(次の図のとおり)	東松島市大塩字松木沢上(次の図のとおり)	東松島市大塩字松木沢上(次の図のとおり)	東松島市大塩字中沢上(次の図のとおり)	東松島市大塩字中沢上(次の図のとおり)	東松島市大塩字松木沢下(次の図のとおり)	東松島市大塩字天神堂(次の図のとおり)	東松島市大塩字大島(次の図のとおり)	東松島市大塩字本地二番、本地、大島沖下(次の図のとおり)	東松島市大塩字尻貝(次の図のとおり)	東松島市大塩字尻貝(次の図のとおり)	東松島市大塩字尻貝(次の図のとおり)	東松島市大塩字新田道(次の図のとおり)	東松島市大塩字小分木(次の図のとおり)	東松島市大塩字小分木(次の図のとおり)	東松島市大塩字小分木(次の図のとおり)

高松の4	新町	亀岡の4	亀岡の2	山岸の2	山岸の1	根古の3	根古の1	高松の3	高松の2	十階松の3	逆川	表沢の1	山崎の3	山崎の2	前三郷の2	後三郷	三郷	前峯	五台の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市高松字寺前、猪鼻、新田字殿沢(次の図のとおり)	東松島市野蒜字下沼(次の図のとおり)	東松島市野蒜字北余景(次の図のとおり)	東松島市野蒜字亀岡(次の図のとおり)	東松島市野蒜字山岸、横山、上野蒜(次の図のとおり)	東松島市野蒜字山岸、山崎(次の図のとおり)	東松島市根古字朴木沢(次の図のとおり)	東松島市根古字清水(次の図のとおり)	東松島市高松字猪鼻(次の図のとおり)	東松島市高松字寺前(次の図のとおり)	東松島市新田字隠沢(次の図のとおり)	東松島市大塩字逆川(次の図のとおり)	東松島市大塩字表沢、緑ヶ丘四丁目(次の図のとおり)	東松島市大塩字山崎、表沢(次の図のとおり)	東松島市大塩字朴倉(次の図のとおり)	東松島市大塩字前三郷、三郷(次の図のとおり)	東松島市大塩字後三郷二番(次の図のとおり)	東松島市大塩字後三郷一番、矢返(次の図のとおり)	東松島市大塩字前峯、平田原(次の図のとおり)	東松島市大塩字五台(次の図のとおり)

鯉前の2	鯉前の1	佐野下の2	佐野下の1	西風の2	小僧田の1	表	旗沢	中沢下	樋の口	表沢の2	中沢の3	寺沢の2	尻貝の2	引沢	寺沢の1	大島の2	大島の1	尻貝	後三郷式番
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市根古字後田、鯉前（次の図のとおり）	東松島市根古字塚田、今泉、鯉前（次の図のとおり）	東松島市根古字佐野下、高松字寺前、猪鼻（次の図のとおり）	東松島市根古字佐野下、下、根廻（次の図のとおり）	東松島市高松字西風、川子沢（次の図のとおり）	東松島市新田字小僧田、堤上（次の図のとおり）	東松島市大塩字表、旗沢（次の図のとおり）	東松島市大塩字旗沢、表（次の図のとおり）	東松島市大塩字中沢、中沢下、緑ヶ丘三丁目（次の図のとおり）	東松島市大塩字樋口、岩崎、寺前（次の図のとおり）	東松島市大塩字表沢、旗沢（次の図のとおり）	東松島市大塩字中沢、逆川（次の図のとおり）	東松島市大塩字寺沢（次の図のとおり）	東松島市大塩字引沢、中沢（次の図のとおり）	東松島市大塩字引沢、中沢（次の図のとおり）	東松島市大塩字寺沢（次の図のとおり）	東松島市大塩字本地二番、本地、本地一番（次の図のとおり）	東松島市大塩字本地二番、本地、大島沖下（次の図のとおり）	東松島市大塩字尻貝（次の図のとおり）	東松島市大塩字後三郷一番、遠田郡美里町大塩字矢返、矢返二号（次の図のとおり）

大東	長沼	下山ノ坊	3 上山ノ坊の	2 上山ノ坊の	1 上山ノ坊の	寺沢	大塚の5	大塚の4	山岸の3	飯又沢	上南谷地	岩沢の2	岩沢の1	檀森の2	檀森の1	清水	五反田	熊野前の2	熊野前
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市大塚字大東（次の図のとおり）	東松島市野蒜字長沼、北針生、上山ノ坊、下山ノ坊（次の図のとおり）	東松島市野蒜字上山ノ坊、下山ノ坊、長沼（次の図のとおり）	東松島市野蒜字上山ノ坊、宇津、神田（次の図のとおり）	東松島市野蒜字上山ノ坊、宇津、神吉、神田（次の図のとおり）	東松島市野蒜字神田、神吉（次の図のとおり）	東松島市野蒜字寺沢、上野蒜、神田、神吉（次の図のとおり）	東松島市大塚字手海（次の図のとおり）	東松島市大塚字手海（次の図のとおり）	東松島市野蒜字山岸、山崎、待井田（次の図のとおり）	東松島市川下字茗荷沢、南（次の図のとおり）	東松島市上下堤字岩沢、南（次の図のとおり）	東松島市上下堤字岩沢、桜坪、南（次の図のとおり）	東松島市根古字檀森（次の図のとおり）	東松島市根古字檀森（次の図のとおり）	東松島市根古字檀森（次の図のとおり）	東松島市根古字檀森（次の図のとおり）	東松島市根古字五反田、朴木沢（次の図のとおり）	東松島市根古字熊野前（次の図のとおり）	東松島市根古字熊野前、鯉前、上（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
山岸沢	土石流	東松島市野蒜字山岸（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百七十六号

名取市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

閑上東地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 液体クロマトグラフ四重極飛行時間型質量分析計賃借一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年四月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

五 落札金額 六千二百四十四万三千元（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年二月二十八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域 気仙沼市小々汐四十三番一の一部、五十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 気仙沼市田谷十二番地十

ダイエイハイツ百三

号 尾形 健

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和二年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域 黒川郡大和町吉岡字西原二十一番四、二十二番

二の二、二十三番一の一部、二十三番二の一部、二十三番三の一部、二十三番四の一部、二十三番

五の一部、二十三番六の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 富谷市成田五丁目十六番地六

選挙管理委員会

株式会社 福五

○宮選管告示第三十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
令和二年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

佐藤しよういち後援 佐藤 昇一 佐藤亜紀子 黒川郡大和町吉岡南一 一九一七 令和二年三月二日

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
令和二年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党軽自動車支部 清野 和也 代表者の氏名 清野 和也 船生 弘隆 令和二年二月一日

自由民主党高清水支部 佐藤 健治 代表者の氏名 佐藤 健治 長浦 信 令和二年三月一日

自由民主党宮城県仙台市太白区第三支部 渡邊 拓 代表者の氏名 渡邊 拓 小長根久雄 犬飼 拓哉 令和二年二月八日

立憲民主党宮城県第 山下 章子 代表者の氏名 山下 章子 佐藤わか子 阿部 忠敏 令和二年

1区総支部

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

安部たかし後援会 奥山 勝夫 主たる事務所の所在地 宮城県松島町磯崎字西ノ浜二〇一三 令和二年三月二十五日

安部たかし松島後援会 奥山 勝夫 主たる事務所の所在地 宮城県松島町磯崎字西ノ浜二〇一三 令和二年三月二十五日

板橋恵一後援会 板橋 新一 代表者の氏名 板橋 新一 設楽 三郎 令和元年十一月十三日

江口まさお後援会 阿部 鷹男 代表者の氏名 阿部 鷹男 石川 格雄 令和二年一月三十一日

大泉治後援会 佐々木輝夫 代表者の氏名 佐々木健佐 大泉匡一郎 令和二年三月一日

大泉のり子後援会 齋藤 英一 主たる事務所の所在地 名取市名取が丘二一五一四 名取市名取が丘一八一二 令和二年三月二十七日

ガイア21の会 菊地 恵一 代表者の氏名 菊地恵美子 青沼 友明 令和二年三月二十日

菊地恵一後援会 佐々木愛一 代表者の氏名 佐々木愛一 木村信一朗 令和二年三月四日

吉川ひろやすを囲む会 鈴木 優佑 代表者の氏名 鈴木 優佑 鳥影 正幸 令和二年三月十一日

幸福実現党利府後援会 今野 博 代表者の氏名 今野 博 杉原 誠一 令和二年三月十七日

幸福実現党利府後援会 今野 博 代表者の氏名 今野 博 杉原 誠一 令和二年三月二十三日

こだか洋後援会 小野 鈴子 主たる事務所の所在地 塩竈市藤倉二一八 塩竈市藤倉三一 令和元年十一月一日

桜井公一後援会 土井 徳夫 主たる事務所の所在地 宮城県松島町手樽字三浦三七 宮城県松島町根廻相田一五一 令和二年三月二十四日

全国LPガス政治連盟宮城県支部 渡邊 政博 代表者の氏名 渡邊 政博 今野 良敬 令和元年五月二十三日

全国旅館政治連盟宮城県支部 佐藤 勘三郎 代表者の氏名 佐藤 勘三郎 若林 秀敏 令和二年三月二十三日

丹野まさよし後援会 大友 修一 代表者の氏名 大友 修一 大友 武裕 令和二年

三月六日

の氏名	一月十日	資金管理団体の届出をした者の氏名 皆川章太郎	宮城県議会議員
(丹野まさよしとが んぱり隊)			
宮城県土地家屋調査 士政治連盟 三浦 幸治	代表者 三浦 幸治 平成三十一年 四月二十五日	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	
宮城総合政策研究所 中村 好美	会計責任者 半沢 典子 令和二年 三月一日	1 収入総額 300,000	
若生ひろとし後援会 中鉢 義徳	会計責任者 高橋 真也 令和二年 三月二日	前年繰越額 220,000	
○宮選管告示第四十一号	松戸 信博	本年収入額 80,000	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のおり政治 団体が解散した旨届出があった。	令和二年四月二十四日	2 支出総額 120,000	
宮城県選挙管理委員会	委員長 皆川 章太郎	3 本年収入の内訳 寄附 80,000	
委員 皆川 章太郎		個人分 80,000	
（一）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	解散年月日	4 支出の内訳 政治活動費 120,000	
郷右近隆夫の会	水間勝之助 令和元年十二月三十一日	5 寄附の内訳 〔個人分〕 120,000	
庄司一郎後援会	引地 弘行 令和元年十二月二十日	皆川章太郎	80,000 加美郡加美町
章志会	皆川章太郎 令和元年十二月三十一日	（その他の政治団体）	
西村まさみ宮城県後援会	細谷 仁憲 令和元年十二月三十一日	郷右近隆夫の会	
プロジェクト改革	栗村 繁 令和元年十二月三十一日	報告年月日 2. 3. 3 (1. 12. 31解散)	
皆川章太郎後援会	皆川章太郎 令和元年十二月三十一日	1 収入総額 38,513	
豊かな仙台（太白）を創る高橋次男後援会	長澤兵右衛門 令和元年十二月二十八日	前年繰越額 38,513	
○宮選管告示第四十二号		2 支出総額 14,261	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ の要旨を次のとおり公表する。	令和二年四月二十四日	3 支出の内訳 経常経費 14,261	
宮城県選挙管理委員会	委員長 皆川 章太郎	人件費 9,000	
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）		事務所費 5,261	
（資金管理団体） 章志会		庄司一郎後援会 報告年月日 2. 3. 10 (1. 12. 20解散)	
		1 収入総額 0	
		2 支出総額 0	
		西村まさみ宮城県後援会	

<p>報告年月日 2. 1. 29 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 381,320 前年繰越額 381,318 本年収入額 2</p> <p>2 支出総額 381,320</p> <p>3 本年収入の内訳 その他の収入 2 一件十万円未満のもの 2</p> <p>4 支出の内訳 政治活動費 381,320 寄附・交付金 381,320</p> <p>プロジェクト改革</p> <p>報告年月日 2. 3. 3 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 338 前年繰越額 338</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>皆川亭太郎後援会</p> <p>報告年月日 2. 2. 21 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 491,149 前年繰越額 371,149 本年収入額 120,000</p> <p>2 支出総額 157,598</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 120,000 政治団体分 120,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 157,598 備品・消耗品費 40,191 事務所費 117,407</p> <p>5 寄附の内訳 〔政治団体分〕</p>	<p>120,000 加美郡加美町</p> <p>章志会</p> <p>豊かな仙台(太白)を創る高橋次男後援会</p> <p>報告年月日 2. 3. 4 (1. 12. 28解散)</p> <p>1 収入総額 1,203,448 前年繰越額 456,944 本年収入額 746,504</p> <p>2 支出総額 1,049,930</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 700,000 政治団体分 700,000 その他の収入 46,504 一件十万円未満のもの 46,504</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 46,621 事務所費 46,621 政治活動費 1,003,309 組織活動費 929,965 機関紙誌の発行その他の事業費 73,344 宣伝事業費 73,344</p> <p>5 寄附の内訳 〔政治団体分〕 自由民主党太白支部 300,000 仙台市青葉区 自由民主党仙台市市区支部連合会 400,000 仙台市青葉区 ○宮城県知事選挙区第三区 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。 令和二年四月二十四日</p> <p style="text-align: right;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆川 章太郎</p> <p>(一) 法第十九条第三項第一号による届出</p>
--	---

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
小川のり子	石垣のりこ後援会	令和元年八月十二日
林 宙紀	林宙紀後援会	令和元年十二月三十一日
(二) 法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
皆川章太郎	章志会	令和元年十二月三十一日

人事委員会

○第七十一回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)を別冊一のとおり実施する。
令和二年四月二十四日

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)を別冊二のとおり実施する。
令和二年四月二十四日

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

○第七十一回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十八回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)を別冊三のとおり実施する。
令和二年四月二十四日

宮城県人事委員会
委員長 千葉裕一

正 誤

○宮城県公報号外第九号(令和二年三月三十一日付け)中

ページ	段	行	正
二	下	後ろから二二	附則第七条第二十二項に、
			誤
			附則第七条第二十二項に、

○宮城県公報第九六号(令和二年四月十七日付け)中

ページ
一五

段
行

終了行為場所	名 称	正
	所 在 地	

終了行為場所	許可名義人の氏名又は名称	誤
	所 在 地	